

# 4 お問い合わせ先

- ◆ 算定報告マニュアルのダウンロード、報告書作成支援ツールのご利用、特定排出者コードの検索、排出量情報の集計結果や開示請求の方法などについては、下記 Web サイトをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo>



## ◆ 地方環境事務所連絡先

北海道地方環境事務所 (北海道)	TEL 011-299-1952
東北地方環境事務所 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	TEL 022-722-2873
関東地方環境事務所 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県)	TEL 048-600-0815
新潟環境事務所 (新潟県)	TEL 025-249-7575
中部地方環境事務所 (富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県)	TEL 052-955-2134
近畿地方環境事務所 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	TEL 06-4792-0703
中国四国地方環境事務所 (鳥取県、岡山県)	TEL 086-223-1581
広島事務所 (島根県、広島県、山口県)	TEL 082-511-0006
高松事務所 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	TEL 087-811-7240
九州地方環境事務所 (熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)	TEL 096-214-0332
福岡事務所 (福岡県、佐賀県、長崎県)	TEL 092-437-8851

## ◆ 経済産業局連絡先

北海道経済産業局エネルギー対策課 (北海道)	TEL 011-709-1753
東北経済産業局エネルギー課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	TEL 022-221-4932
関東経済産業局エネルギー対策課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)	TEL 048-600-0362
中部経済産業局エネルギー対策課 (富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)	TEL 052-951-2775
近畿経済産業局エネルギー対策課 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	TEL 06-6966-6043
中国経済産業局資源エネルギー対策担当 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)	TEL 082-224-5741
四国経済産業局エネルギー対策課 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	TEL 087-811-8535
九州経済産業局エネルギー対策課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	TEL 092-482-5473
沖縄総合事務局経済産業部環境資源課 (沖縄県)	TEL 098-866-1757

- 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課  
TEL : 03-3581-3351 (内線 : 6779) FAX : 03-3580-1382
- 経済産業省 産業技術環境局 環境経済室  
TEL : 03-3501-1511 (内線 : 3521) FAX : 03-3501-7697
- 算定・報告・公表制度ヘルプデスク  
株式会社三菱総合研究所 環境・エネルギー研究本部内  
E-mail : ghg-helpdesk@mri.co.jp  
TEL : 03-3277-5395 (平日 9:30 ~ 17:30)  
※お問い合わせはできるだけメールでお願いします。

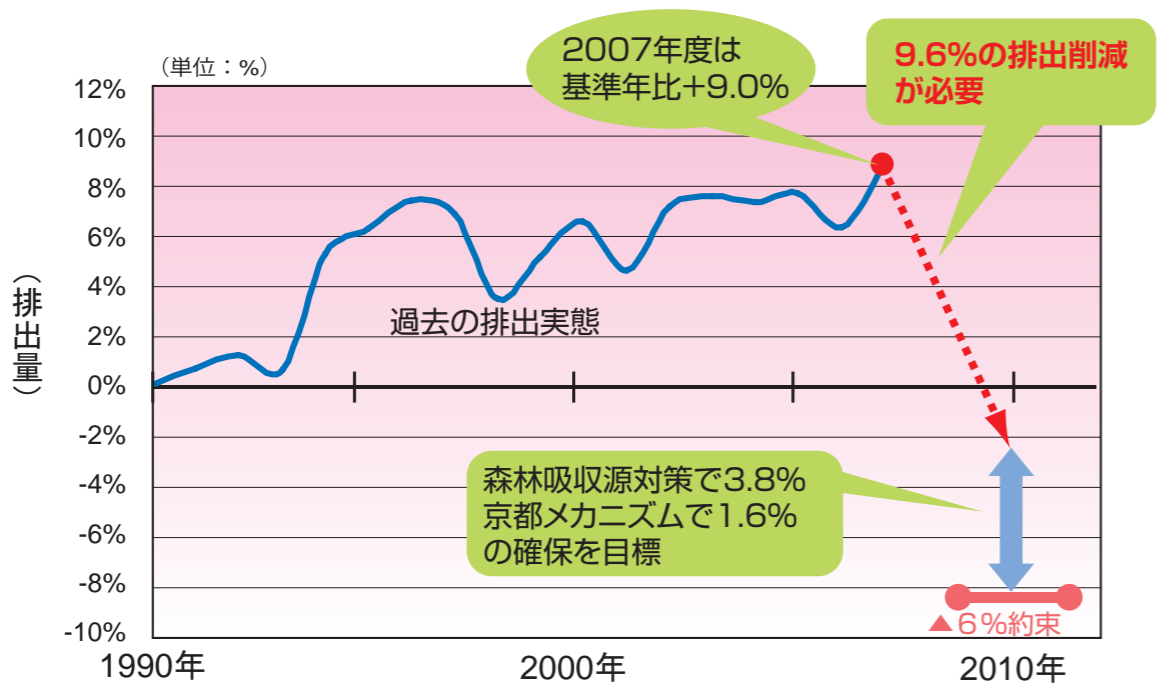
**温室効果ガス排出量  
算定・報告・公表制度  
が変わります**

平成21年4月施行  
(改正第1版)

# 1 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度とは？

## 地球温暖化対策の現状

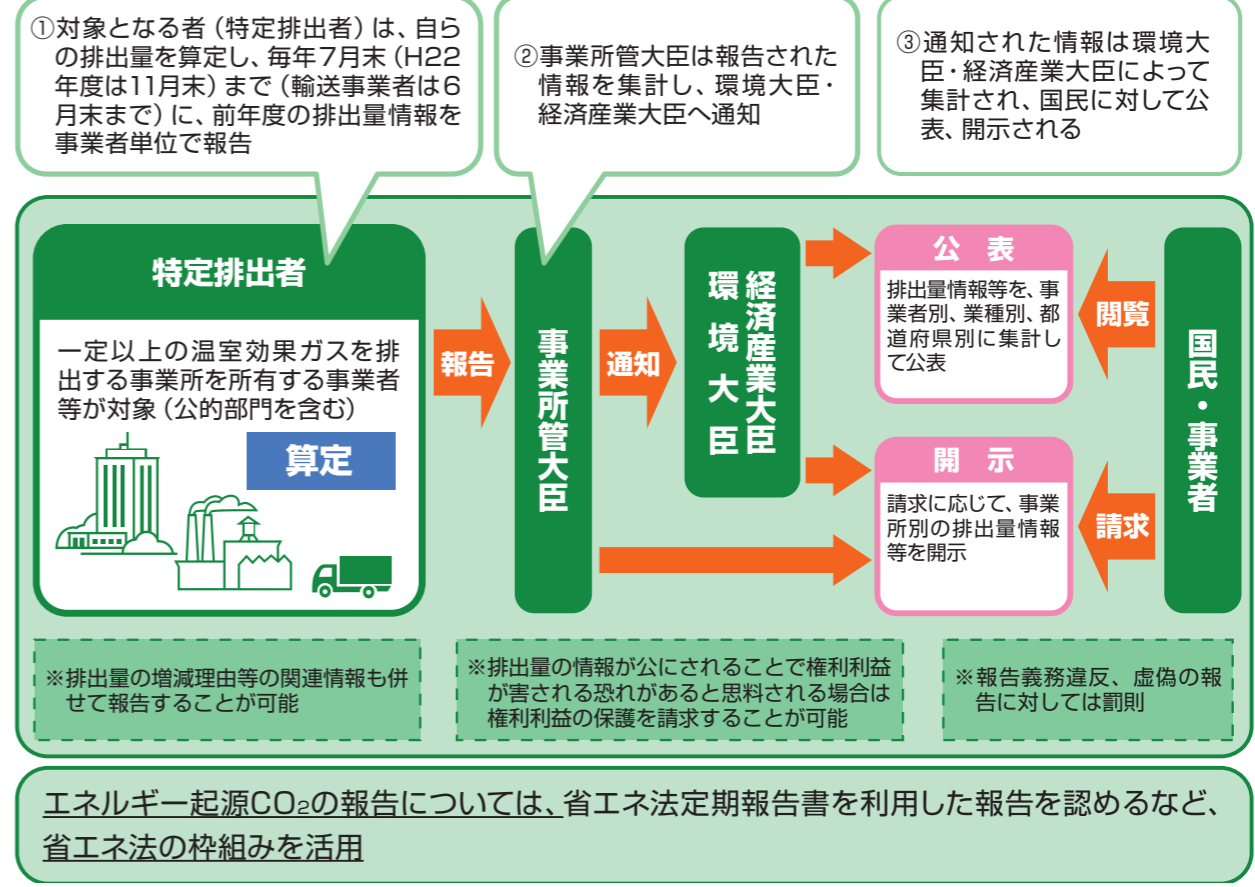
我が国の温室効果ガス排出量は第一約束期間（2008～2012年）に基準年と比較して6%削減させるという条約上の約束がありながら、排出量は増加しており、更なる取組が求められています。



## 算定・報告・公表制度のねらい

- 温室効果ガスの排出の抑制を図るためには、まず、各事業者が自らの活動により排出される温室効果ガスの量を算定・把握することが基本です。これにより、排出抑制対策を立案し、実施し、対策の効果をチェックし、新たな対策を策定して実行することが可能になります。
- 算定された排出量を国が集計し、公表することにより、事業者は、自らの状況を対比し対策の見直しにつなげることが可能になります。また、国民各界各層の排出抑制に向けた気運の醸成、理解の増進が図られるものと期待されます。

## 算定・報告・公表制度の概要

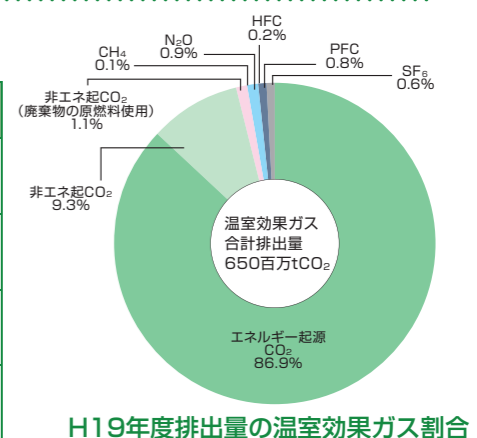


## これまでの集計結果

本制度で報告された平成18年度及び平成19年度排出量約6.5億トン、我が国の排出量の約5割を占めています。

温室効果ガス排出量集計結果

年度	特定排出者	排出量	事業所(者)数
H18 (2006)	工場・事業場	60,635 万 tCO <sub>2</sub>	14,227 事業所 (7,505 事業者)
	輸送関係	3,608 万 tCO <sub>2</sub>	1,439 事業者
H19 (2007)	工場・事業場	61,430 万 tCO <sub>2</sub>	14,481 事業所 (7,813 事業者)
	輸送関係	3,611 万 tCO <sub>2</sub>	1,447 事業者



# 2 算定・報告・公表制度の対象者 ~対象者が広がります!~

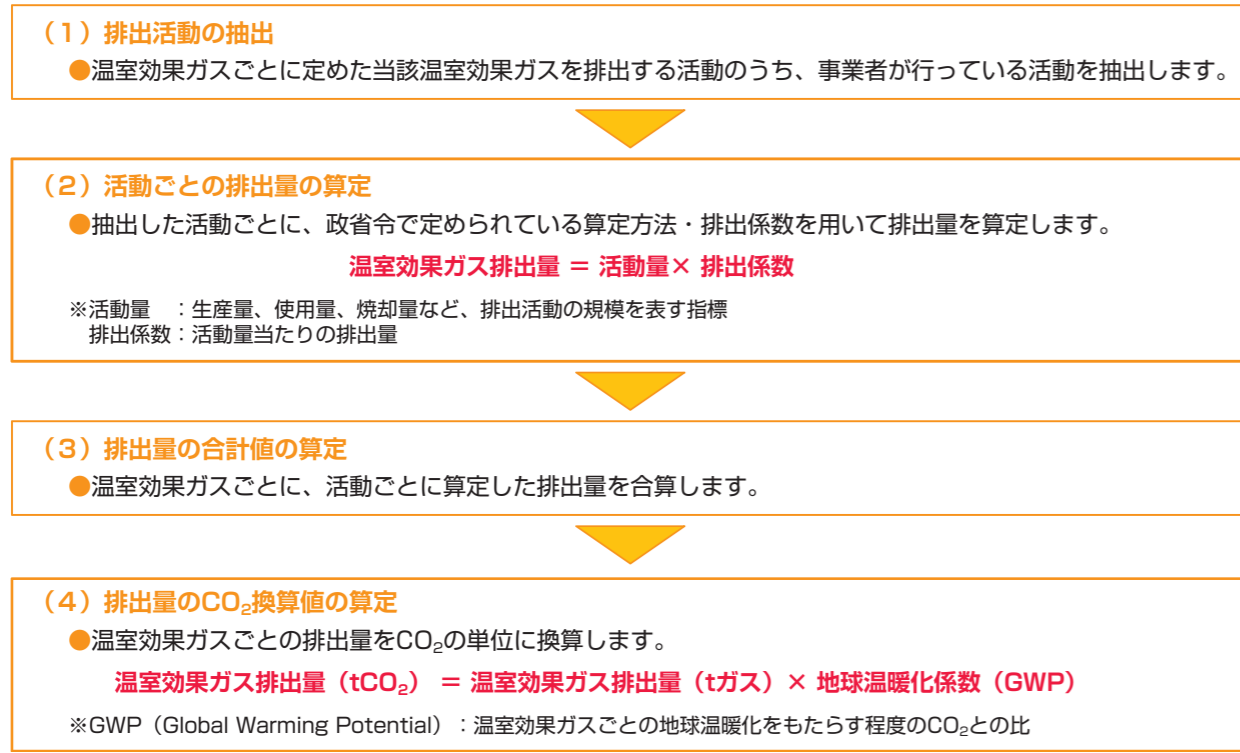
## 対象となる温室効果ガスと事業者 (変更点あり)

- 全ての温室効果ガスが対象となり、多量に温室効果ガスを排出する事業者は、業種にかかわらず対象となります。
- これまでの事業所単位の報告から、事業者・フランチャイズチェーン単位での報告に変更となります。

温室効果ガスの種類	対象者 (*1)
エネルギー起源 (CO <sub>2</sub> )	全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500kl/年以上となる事業者 (特定事業所排出者) 省エネ法で特定荷主及び特定輸送事業者指定されている事業者 (特定輸送排出者)
上記以外の温室効果ガス	次の①及び②の要件をみたす事業者 (特定事業所排出者) ①温室効果ガスの種類ごとに、全ての事業所の排出量合計が CO <sub>2</sub> 換算で 3,000t 以上 ②事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上

\*1: 要件を満たすフランチャイズチェーンについても、加盟している全ての事業所における事業活動を、フランチャイズチェーンの事業活動とみなして報告します。

## 排出量算定の流れ



## 排出量算定の対象となる活動

下記の事業活動が、温室効果ガスの排出量の算定の対象となります。

エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)
燃料の使用	燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用
他人から供給された電気の使用	原油又は天然ガスの試掘・生産
他人から供給された熱の使用	アジピン酸等化学製品の製造
	麻酔剤の使用
	家畜の排せつ物の管理 (※)
	耕地における肥料の使用
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用
	農業廃棄物の焼却
	工場廃水の処理
	下水、し尿等の処理
	廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)
原油又は天然ガスの試掘・生産	クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造
セメントの製造	ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造
生石灰の製造	家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の製造における HFC の封入
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	業務用冷凍空調機器の使用開始における HFC の封入
ソーダ灰の製造	業務用冷凍空調機器の整備における HFC の回収及び封入
ソーダ灰の使用	家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収
アンモニアの製造	プラスチック製造における発泡剤としての HFC の使用
シリコンカーバイドの製造	噴霧器及び消火剤の製造における HFC の封入
カルシウムカーバイドの製造	噴霧器の使用
エチレンの製造	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における HFC の使用
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用	溶剤等の用途への HFC の使用
電気炉を使用した粗鋼の製造	
ドライアイスの使用	パーフルオロカーボン類 (PFC)
噴霧器の使用	アルミニウムの製造
廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	PFC の製造
	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における PFC の使用
	溶剤等の用途への PFC の使用
メタン (CH <sub>4</sub> )	六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )
燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用	マグネシウム合金の製造
電気炉における電気の使用	SF <sub>6</sub> の製造
石炭の採掘	変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始における SF <sub>6</sub> の封入
原油又は天然ガスの試掘・生産	変圧器等電気機械器具の使用
原油の精製	変圧器等電気機械器具の点検における SF <sub>6</sub> の回収
都市ガスの製造	変圧器等電気機械器具の廃棄における SF <sub>6</sub> の回収
カーボンブラック等化学製品の製造	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における SF <sub>6</sub> の使用
家畜の飼養	
家畜の排せつ物の管理 (※)	
稲作	
農業廃棄物の焼却	
廃棄物の埋立処分	
工場廃水の処理	
下水、し尿等の処理	
廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	

※牛、豚、鶏の排せつ物の管理については、平成 22 年度からの報告となります。

◆ 具体的な算定方法・排出係数については、制度のホームページをご覧ください。

# 3 排出量の算定・報告手続 ～算定・報告方法が一部変わります！～

## 算定方法

対象となる排出活動ごとの算定方法は、電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の算定を除き、これまでの算定方法と同じです。排出活動ごとの算定方法は、制度のホームページに掲載の算定・報告マニュアルをご参照ください。

### ◆ 電気の使用に伴うエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の算定方法(変更点あり)

- 他人から供給された電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量の算定については、より正確な排出量の算定のため、次の排出係数を用いて算定を行います。

- ① 電気事業者から供給された電気を使用している場合：国が公表する電気事業者ごとの排出係数
- ② 電気事業者以外の者から供給された電気を使用している場合：実測等に基づく適切な係数
- ③ ①及び②で算定できない場合：環境大臣・経済産業大臣が公表する係数

- 国は原則として全ての電気事業者の排出係数を公表します。

## 排出量の報告

### ◆ 報告の期限(変更点あり)

- 特定事業所排出者
  - ・平成22年度 : 平成22年11月末日までに報告
  - ・平成23年度以降 : 毎年度7月末日までに報告
- 特定輸送排出者 : 毎年度6月末日までに報告

※平成22年度の報告(平成21年度排出量)に限り、HFC等3ガスの算定期間は暦年(平成21年)ではなく年度(平成21年度)でも構いません。

### ◆ 報告の単位(変更点あり)

#### 事業者単位で報告

- ※フランチャイズチェーンについてもひとつの事業者とみなして報告。
- ※一定規模以上の事業所(特定事業所)については、事業所ごとの実排出量も併せて報告。

(フランチャイズチェーンの要件)

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に以下の事項に関する定めがある者を「連鎖化事業者」とします。

#### 1) エネルギー起源CO<sub>2</sub>

- ① エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
- ② 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、照明器具、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

#### 2) その他の温室効果ガス

- ① 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
- ② ①の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温室効果ガスの排出を伴う事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

※連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに上記に規定する事項に関する定めがあって、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に上記の定めがあるものとみなします。

### ◆ 調整後温室効果ガス排出量の報告(新規)

事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び国への移転等を促進するため、実排出量とともに、調整後温室効果ガス排出量も報告が必要になります。ただし、調整後排出量については、全ての事業所の合計のみ報告となります。

### ◆ 報告様式(変更点あり)

- これまでの報告様式から変更されます。
- エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、これまでどおり省エネ法の定期報告書によって報告可能です。ただし、省エネ法の報告様式も変更されます。

### ◆ 提出先(変更点あり)

- 特定事業所排出者 : 事業を所管する全ての省庁に提出します。
- 特定荷主 : 事業を所管する省庁に提出します。
- 特定輸送排出者(特定荷主を除く) : 国土交通省に提出します。